

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

配置技術者の専任を要する請負代金額等の見直しについて（お知らせ）

「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）」が令和4年11月18日付けで公布され、同日付けで国土交通省から周知されました。

これを受け、大阪広域水道企業団においても入札参加資格等に関する以下の内容について金額要件の見直しを行うことといたします。

※（ ）内は建築一式工事の場合

	現行	改正後
特定建設業の許可、監理技術者の配置を要する下請代金額の下限	4,000万円 (6,000万円)	<u>4,500万円</u> <u>(7,000万円)</u>
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3,500万円 (7,000万円)	<u>4,000万円</u> <u>(8,000万円)</u>

備考：政令改正のうち、上表に係る改正は、いずれも令和5年1月1日から施行されるため、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されます。

問い合わせ先
経営管理部 会計課 契約グループ
電話：06-6944-6047
事業管理部 技術管理課 技術管理グループ
電話：06-6944-6869